

瀬戸市保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 27 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 12 号

瀬戸市保育所条例の一部を改正する条例

瀬戸市保育所条例（昭和 47 年瀬戸市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入所児童)</p> <p>第 5 条 保育所に入所できる児童は、<u>次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>法第 24 条第 1 項の規定により保育を必要とすると市長が認めた者（以下「法第 24 条第 1 項児童」という。）</u></p> <p>(2) <u>法第 24 条第 5 項又は第 6 項の規定に該当すると市長が認めた者（以下「措置児童」という。）</u></p> <p>(3) <u>子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育を受け必要があると市長が認めた者（以下「特別利用児童」という。）</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>保育所の定員に達しない場合には、定員の範囲内において、前項各号に該当しない者（以下「私的契約児」という。）</u>を入所させることができる。</p>	<p>(入所児童)</p> <p>第 5 条 保育所に入所できる児童は、<u>法第 24 条第 1 項の規定により保育される児童となった者（以下「法第 24 条第 1 項児童」という。）</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>法第 24 条第 1 項児童が定員に達しない場合には、定員の範囲内において、法第 24 条第 1 項児童でない者</u>を入所させることができる。</p>

(保育料)

第6条 保育所に入所する児童の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の規定による保育料（措置児童及び私的契約児に係る保育料を除く。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 法第24条第1項児童 支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額（その額が現に当該保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）

(2) 特別利用児童 支援法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）

3 前項の規定による保育料の額のうち、保護者が負担する額（支援法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額をいう。）は、規則で定める。

4 措置児童又は私的契約児に係る保育料の額は、当該保育に要する費用の額に相当する額の範囲内（前項に定める保護者が負担する額を上限とする。）において、規則で定める。

(保育料の減免)

第7条 市長は、災害その他特別の理由により保育料の納付が困難であると認めるときは、その全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶

(使用料)

第6条 市長は、前条第2項の規定により法第24条第1項児童でない児童を保育所へ入所させた場合においては、当該児童の保護者から当該保育に要する費用の額に相当する額の範囲内において規則で定める額の使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 市長は、災害その他特別の理由により使用料の納付が困難であると認めるときは、その全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶

<p>予することができる。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第8条 この条例の<u>施行</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表(第3条関係)</p>		<p>予することができる。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、<u>保育所の管理</u>について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表(第3条関係)</p>	
名称	位置	名称	位置
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
幡山西保育園	瀬戸市西本地町1丁目126番地	幡山西保育園	瀬戸市西本地町1丁目110番地
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(保育料の額等の特例)
- この条例による改正後の第6条第2項第2号に規定する保育料の額は、同号の規定にかかわらず、当分の間、入所児童1人について、1月につき、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額に相当する額とする。
- 前項の規定による保育料のうち保護者が負担する額(支援法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額をいう。)は、規則で定める。